# 一般社団法人日本デフ陸上競技協会　定款

## 第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人日本デフ陸上競技協会（略称：日デフ陸協（N.D.R.K）と称する。（外国に対してはJapan Deaf Athletics Association（略称： JDAA）と表示する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

２　この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

（目的）

第３条　この法人は、わが国における聴覚障害者の陸上競技の統轄団体として、陸上競技を通じて聴覚障害者スポーツの普及・振興を図り、広く国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、 次の事業を行う。

(1)聴覚障害者の陸上競技に関する諸計画及び実施。

(2)当協会が主催する陸上競技選手権及びその他の競技会に関する事業。

(3)陸上競技に関する国際競技大会等に対する代表参加者の選定。

(4)日本聴覚障害者記録の公認。

(5)日本陸上競技連盟（略称： JAAF）への日本の聴覚障害者陸上競技界代表としての加盟。

(6)全日本ろうあ連盟スポーツ委員会への日本の聴覚障害者陸上競技界代表としての加盟。

(7)関係団体との連帯及び後援。

(8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

（公告の方法）

第５条　この法人の公告は、電子公告により行う。http:www.j-daa.or.jp/jdaa/
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第２章　会員

（法人の構成員）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3)学生会員　この法人の事業に賛同してその事業を推進するために入会した満１８歳年度未満の学生又は個人

（正会員等の資格の取得）

第７条　この法人の正会員、賛助会員、学生会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込まなければならない。

２　入会は、社員総会において定める入会及び退会に関する規則に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

（会費）

第８条　正会員は、 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

２　賛助会員は、会費等に関する規則に定める賛助会費を支払わなければならない。

３　学生会員は、会費等に関する規則に定める学生会費を支払わなければならない。

（任意退会）

第９条　正会員、賛助会員、学生会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（会員資格の喪失）

第10条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 第８条の支払義務を３年以上履行しなかったとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

(4) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(5) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(6) 除名されたとき。

２　会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

３　この法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又はその他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

## 第３章　社員総会

（構成）

第12条　社員総会は、正会員をもって構成する。

（権限）

第13条　社員総会は、次の事項について決議する。

⑴　会員の除名

⑵　理事及び監事の選任又は解任

⑶　理事及び監事の報酬等の額

⑷　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

⑸　定款の変更

⑹　解散及び残余財産の処分

⑺　その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第14条　社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後３箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

（招集）

第15条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

３　社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の１週間（社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、２週間）前までに、正会員に対して、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

（議長）

第16条　社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

（議決権）

第17条　社員総会における議決権は、正会員１人につき１個とする。

（決議）

第18条　社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

⑴　会員の除名

⑵　監事の解任

⑶　役員等の責任の一部免除

⑷　定款の変更

⑸　解散

⑹　その他法令で定められた事項

（決議の省略）

第19条　理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第20条　理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第21条　社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、議長及びその総会に出席した理事のうちから選出された議事録署名人２人が、 記名押印しなければならない。

（社員総会運営規則）

第22条　社員総会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則によるものとする。

## 第４章　役員

（役員の設置）

第23条　この法人に、 次の役員を置く。

⑴　理事　　３名以上１５名以内

⑵　監事　　２名以内

２　理事のうち１名を会長とし、２名以内を副会長、１名を理事長、１１名以内を常務理事とすることができる。

３　前項の会長又は理事長の内１名をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、１４名以内を同法第91条第１項第２号の業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第24条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２　代表理事、業務執行理事、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　業務執行理事は、理事会において別に定める職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

４　代表理事及び代表理事以外の業務執行理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

３　監事の監査については、法令及びこの定款に定めるもののほか、監事全員により定める監事監査規程によるものとする。

（役員の任期）

第27条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第23条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条　理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第29条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、 その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。 この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。

（名誉会長及び顧問）

第30条　この法人に、任意の機関として、名誉会長１名及び顧問２名以内を置くことができる。

２　名誉会長及び顧問は、次の職務を行う。

⑴　代表理事の相談に応じること。

⑵　理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。

３　名誉会長及び顧問は、理事会において選任する。

４　名誉会長及び顧問の任期は、終身とする。

５　名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第５章　理事会

（構成）

第31条　この法人に、 理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、法令又はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

⑴　この法人の業務執行の決定

⑵　理事の職務の執行の監督

⑶　代表理事、業務執行理事、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第33条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第34条　理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（決議）

第35条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

２　前項の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

（決議の省略）

第36条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第37条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は、第25条第４項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第39条　理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第６章　委員会

（委員会）

第40条　この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

２　委員会の委員は、理事会において選任する。

３　委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によるものとする。

## 第７章　資産及び会計

（事業年度）

第41条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第42条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）

第43条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書　（正味財産増減計算書）　の附属明細書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時社員総会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、第３号及び第４号の書類については承認を受けなければならない。

３　前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、 監査報告を主たる事務所に５年間、また、従たる事務所に３年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、 社員名簿を主なる事務所に備え置くものとする。

## 第８章　基金

（基金の拠出）

第44条　この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

（基金の募集）

第45条　基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、 理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

（基金拠出者の権利）

第46条　拠出された基金は、 基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

２　前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

（基金の返還）

第47条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

２　前条第２項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

（代替基金の積立）

第48条　基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

## 第９章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条　この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

（解散）

第50条　この法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章　事務局

（設置等）

第52条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長、部長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

４　前項以外の職員は、代表理事が任免する。

５　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

## 第11章　補則

（委任）

第53条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　則

１　この定款は、平成２８年４月１日から施行する。

２　２０２０年６月１４日　一部改訂

令和２年６月１４日

一般社団法人日本デフ陸上競技協会
代表理事　竹花　康太郎